

委 託 契 約 書

委 託 業 務 名	広島原爆養護ホーム舟入むつみ園、神田山やすらぎ園及び倉掛のぞみ園 職員被服等クリーニング業務（単価契約）
履 行 場 所	広島市東区牛田新町一丁目18番2号 神田山やすらぎ園 広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号 倉掛のぞみ園・舟入むつみ園 広島市東区牛田新町一丁目16番1号 舟入むつみ園デイサービス
契 約 期 間	契約締結の日から令和7年3月31日まで
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
委 託 契 約 金 額	別表のとおり
支 払 方 法	受注者は、毎月の業務及び発注者の検査完了後、翌月の20日までに支払請求書を提出するものとする。発注者は口座振込の方法により支払いを行う。
支 払 期 日（期限）	契約代金は、毎月初日から末日までの1か月の業務分を月単位で支払うものとし、支払期日（期限）を翌々月末日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検 査 完 了 期 日（期限）	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団委託契約約款のとおり
特 記 事 項	1 令和6年度に予定されている広島原爆養護ホーム舟入むつみ園耐震 工事終了に伴い、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。 2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受ける ことがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。
適 用 除 外 事 項	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団委託契約約款第6条及び 第11条第2項
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団
理事長 國 重 俊 彦

受注者

契 約 書 別 表

品 目	契約単価 (円)
職 員 被 服 (介助衣・看護衣・白衣・予防衣)	円
毛 布	円
タ オ ル ケ ッ ト	円
ビ ー ズ 枕	円
膝 掛	円
ク ッ シ ョ ン	円
マ ッ ト レ ス カ バ ー	円

※ 契約金額(単価)は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、単価にその数量を乗じて得た金額を支払うものとする。